名古屋外国語大学大学院私費外国人留学生奨学金規程

第1条　名古屋外国語大学大学院（以下「本大学院」という。）の私費外国人留学生奨学金に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2条　この規程において、私費外国人留学生とは、本大学院の正規の課程に入学し、出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格を有する者（以下「留学生」という。）をいう。

第3条　奨学金の種別は，次の各号に掲げるとおりとする。

一　留学生一般給付奨学金　　人物、学業ともに特に優れ、かつ健康な留学生に給付する奨学金

二　留学生特別給付奨学金　　人物、学業ともに優秀かつ健康で、博士後期課程に在学し、特に秀でた学業成果が期待される留学生に給付する特別奨学金

第4条　各種別の奨学金の額及び採用数は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内において、学期ごとに採用者を決定するものとする。ただし、前期課程及び後期課程の第１学年１期の奨学金の額は、授業料及び教育充実費に入学金も加えて算出する（入学金免除の場合を除く。）。

種　　別	奨学金の金額	採用人員
留学生一般給付奨学金	授業料及び教育充実費の合計の１／２の額 ただし、授業料免除を受けている場合の授業料の額は、免除後の額で算出する。	若干名
留学生特別給付奨学金	授業料及び教育充実費の合計額 ただし、授業料免除を受けている場合の授業料の額は、免除後の額で算出する。	若干名

第5条　奨学金の給付期間は、各学期とし、学期ごとに引き続いて奨学金の申請をすることができる。ただし、採用は、留学生一般給付奨学金にあっては、前期課程在学期間中は２回、後期課程在学期間中は４回に限るものとし、留学生特別給付奨学金にあっては、後期課程在学期間中は６回に限るものとする。

第6条　奨学金は、学費未納の場合は、給付と同時に学費納入に充てるものとする。

第7条　奨学金の申請期日は、次のとおりとする。

一　各学年の1期　　毎年 4 月末日

二　各学年の2期　　毎年 10 月末日

第8条　奨学金を受けようとする留学生は、次に掲げる書類を、国際交流部に提出しなければならな

い。

一　奨学金願書

二　指導教授の推薦書（前期課程及び後期課程の第1学年1期において指導教授が決定していない場合を除く。）

三　成績証明書（前期課程及び後期課程の第1学年1期においては、最終大学又は大学院の成績証明書）

四　研究進捗状況報告書（入学初年度は修士論文）

五　健康診断書

第9条　奨学生の選考及び採用決定は、選考基準に基づき、大学院奨学金選考委員会の議を経て学長が決定する。

第 10 条　この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則　　この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附　則　　この改正は、平成 11 年4月1日から施行する。

附　則　　この改正は、平成 13 年4月1日から施行する。

附　則　　この改正は，平成 29 年 2 月 13 日から施行し，平成 29 年度の在学生から適用する。（第 3～5 条，第 8～9 条）